

## 憲法改正問題と人権課題

### 一人権「危機」の真因と打開方策への考察

講師：谷元昭信さん

2013年6月23日

島根県委託事業【みんなで学ぶ人権事業】

#### はじめに―「人権と平和の危機」の時代への認識

##### (1) 第2次安倍内閣の登場（危機が再び現実化）

###### ① 2012年の自民党憲法改正草案の骨格

1. 天皇元首化
2. 国防軍への改組・改称
3. 基本的人権への制限条項（「公益及び公の秩序」の範囲内）
4. 国民の義務への加重記述化
5. 改正手続き変更 等

###### ② 2012年の自民党政権公約の特徴

1. 憲法改正
2. 道徳教育の推進
3. 人権委員会設置法案反対
4. 定住外国人地方参政権付与法案反対等

###### ③ 第1次安倍内閣の時に掲げ頓挫した「戦後レジームからの脱却」「美しい国」路線の具体化策動

##### (2) 危機招来の真因

- ① 人権・平和の社会的価値観を軽視・相対化する「反人権・差別主義」的勢力の台頭
- ② 反差別・人権平和勢力の傲慢と怠慢への反省（これこそが危機招来の真因）
- ③ 人権・平和を軸とした社会的価値観をめぐる激闘の時代であることへの認識が希薄  
―これまでの人権・平和確立の取り組みの成果と教訓の丁寧な継承が必要

##### (3) 地域からの反差別・人権平和運動の再構築

- ① 人権・平和の法制度確立へのねばり強い取り組み
- ② 人権・平和に関わる教育・啓発の深まりのある推進
- ③ 人権のまちづくり運動や地域平和運動の広がりを持った展開

#### I. 憲法改正論議の経緯と現状

## (1) 憲法改正論議の前提に関する論点整理

### ①立憲主義における憲法の機能

1. 憲法の基本機能は、「国家権力に勝手なことをさせないことへの縛り」をかけること。
2. 99条が、「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負う」と規定しているのは、憲法の基本機能が何であるかを体言化したもの。
3. すなわち、国家権力の運用・行使の主体は国民であり、その国民が議院内閣制等に基づく選挙によって選んだ人たちに権力の運用・行使を信託するが、信託された人たちは憲法に定められた条項を遵守する義務があるということ。
4. したがって、憲法は、国民の権利を守るために、公権力に関わる人々への義務は規定するが、国民への義務を規定するものではないという基本認識が前提。

### ②硬性憲法と軟性憲法の違い

1. 最高法規としての憲法は、最大の安定性を担保するために改正へのハードルを高くするのが通常で、特別多数決（3分の2以上）の規定を設けている憲法が「硬性憲法」、単純多数決（2分の1以上）の規定は「軟性憲法」と言われる。
2. このことから、改憲派の論理として「96条規定のハードルが高いので、日本では憲法改正が一度もなく時代遅れ」という皮相な言い方がなされている。
3. しかし、硬性憲法をもつ諸国でも憲法改正は何度も実現。

国名	憲法改正への主な手続き	改正数
アメリカ	各院の3分の2以上の賛成と4分の3以上の州議会の承認（他の手続きもあるが、国民投票を経るものはない）	6
韓国	国会（一院制）の3分の2以上の賛成と国民投票	9
フランス	各院の過半数の賛成と、両院合同会議で5分の3以上の賛成（他に国民投票を経る手続きあり）	27
ドイツ	連邦議会の3分の2以上の賛成と、連邦参議院の3分の2以上の賛成	59
イタリア	各院の過半数の賛成と、3ヶ月以上経過後に各院の3分の2以上の賛成（他に国民投票を経る手続きあり）	16
カナダ	各院の過半数の賛成と、3分の2以上の州議会の承認（他の手続きもあるが、国民投票を経るものはない）	19
デンマーク	国会の過半数の賛成と、総選挙後、再び国会の過半数の賛成。さらに国民投票	1

### ③憲法改正の主権における「主権在民」主義の決定的な位置

1. 「96条改正により国民投票による国民の権利を実施させたい」は詭弁
2. 国民の代表である国会での3分の2以上の賛同を得る議論こそ議院内閣制の本旨（2分の1に引き下げる議論は国会議員の責任放棄の論理）
3. その議論を通じて発議された憲法改正案に対する「国民投票」こそが、主権在民主義
4. 第96条規定は、単なる改正手続きという次元にとどまらない「主権在民」の

実体が問われる内容であるとの認識が必要

## (2) 改憲論議の歴史的経緯と時代背景（改憲論の中心は常に「9条」問題）

### ①第1段階〔自衛隊の位置づけをめぐる論議〕

1. 1947年 憲法施行
2. 1950年 朝鮮戦争勃発（警察予備隊の発足）
3. 1954年 自衛隊への改組（→「9条」との矛盾）
4. 1957年 内閣憲法調査会発足（改憲論議の盛り上がり）
5. 1960年 安保改定（自民は経済成長優先へ舵切り）

〔→55年体制の定着／自民党＝憲法は米国による押しつけであり、自主憲法制定を求める改憲論、社会党＝憲法は国民から圧倒的に支持されたものであるとする護憲論〕

### ②第2段階〔国際貢献のあり方をめぐる論議〕

1. 1991年 湾岸戦争（「9条が国際貢献の障害」との論調から自衛隊のなし崩し的海外派遣）
2. 1992年 宮沢内閣のもとで「国連平和維持活動（PKO）協力法」成立（→これ以降、自衛隊の海外派遣は村山政権などの連立政権の下でも当然視）
3. 2001年 米国同時多発テロの発生（→小泉内閣のもとで「テロ対策特別措置法」の成立）
4. 2003年 「イラク復興支援特別措置法」の成立（→戦闘地への自衛隊派遣）

### ③第3段階〔国際貢献や国内災害支援活動で常態化した自衛隊のあり方をめぐる論議〕

1. 2007年 第1次安倍内閣の成立（→「国民投票法」制定・衆参両院に憲法審査会設置／2010年施行）
2. 2009年 民主党への政権交代（→改憲論議の沈静化）
3. 2012年 自民党「憲法改正案」公表（年末総選挙における政権公約化）
4. 2013年 第2次安倍内閣（→96条改正を参議院選挙での争点化策動）

## II. 改憲論議の問題点と課題

### (1) 改憲論議をめぐる主要政党の主張にみる論点整理

- ①「第1章 天皇」条項（1条～8条）に関わる「元首・象徴」及び「男系男子による皇位継承」問題
- ②「第2章 戦争の放棄」条項（9条）に関わる「個別・集団的自衛権の行使」及び「自衛隊の国防軍への改組」問題
- ③「第3章 国民の権利及び義務」条項（10条～40条）に関わる「“公共の福祉”から“公益及び公の秩序”への変更による基本的人権への制約」問題
- ④「第4章 国会」条項（41条～64条）に関わる「二院制のあり方」及び「首相

公選制」問題

- ⑤「第5章 内閣」条項（65条～75条）に関わる「首相の権限」および「地方分権・道州制」問題
- ⑥「第6章 司法」条項（76条～82条）に関わる「“憲法裁判所”及び“軍事審判所”の設置」問題
- ⑦「第9章 改正」条項（96条）にかかわる「3分の2規定から2分の1への変更」問題

(2) 改憲論理を乗り越える護憲論理の深化が必要（硬直した護憲論からの脱却）

- ①護憲・改憲論の共通の議論の土俵としての「民主主義」観の深化が必要
    - 1. 人民権力における主権在民と国家主権との関係
    - 2. 国家主権における相対化（欧州）と絶対化（東アジア）の動向に対する対応
    - 3. 民主主義とは何か？
  - ②歴史と現状を踏まえた現実的な憲法論議が不可欠
    - 1. 自衛隊は軍隊なのか？軍隊でないとするならば何なのか？
    - 2. 自衛権は認められるのか？認めるとするならば、そのために必要な軍備とは？
    - 3. 交戦権を放棄した自衛隊のあり方とは？
  - ③朝日新聞提言の『平和安保基本法』構想（2007年社説）は現実的か？
    - 1. 9条は堅持して、憲法のもとに「基本法」を制定してそこに自衛隊を位置づけて、軍隊とせず集団的自衛権も不行使とし、地球貢献国家をめざすことを明言
    - 2. 軍事以外の分野での積極的な国際協力の取り組み
    - 3. 自衛隊のPKO任務の幅を広げ、平和構築のための国際的部隊への限定的参加
- 〔註〕読売新聞の『憲法改正試案』（2004年／「自衛のための軍隊保持」等）、産経新聞の『憲法改正要綱』（2013年／「独立自存道義国家」・「天皇元首」・「国の安全、独立を守る軍を保持」等）への検討も必要

民主主義 (democracy) の意味【広辞苑】 語源はギリシア語の *demokratia* で、*demos* (人民) と *kratia* (権力) とを結合したもの。すなわち人民が権力を所有し、権力を自ら行使する立場をいう。古代ギリシアの都市国家で行われたものを初めとし、近世に至って市民革命を起こした欧米諸国に勃興。基本的人権・自由権・平等権あるいは多数決原理・法治主義などがその主たる属性であり、また、その実現が要請される。

自由主義 (liberalism) の意味【広辞苑】 近代資本主義の成立とともに、17～18世紀に現れた思想および運動。封建制・専制政治に反対し、経済上では企業の自由を始め、すべての経済活動に対する国家の干渉を排し、政治上は政府の交替を含む自由な議会制度を主張。個人の思想・言論の自由・信教の自由を擁護するものであり、イギリス・フランス・アメリカにおける革命の原動力となった。

(3) 明確な憲法観にもとづく絶対に護るべき憲法的価値観とは何か

- ①主権在民・平和主義・基本的人権の基本精神（3つ原理）の堅持
- ②憲法の基本精神を深め豊かにするものであるならば、改正に賛成、改悪には反対
- ③このスタンスから各条項に対する是々非々の論議を展開

### Ⅲ. 改憲論議への基本対応と「人権・平和の危機」打開の基本方向

(1) 人権・平和に関わる基本認識の確認

- ①戦争に対する歴史的教訓の再確認  
「戦争は最大の人権侵害である」
- ②国際人権基準の再確認  
「平和の基礎は人権確立であり、人権確立の基礎は差別撤廃である」

(2) 「人権」をめぐって今までに何が起きていたのか

- ①「日本国家解体3法」への国会内外での反対運動〔反人権の政治勢力の再編〕
  1. 人権侵害救済法案
  2. 選択的夫婦別姓法案
  3. 外国人地方参政権付与法案
- ②「新しい歴史教科書をつくる会」（1997年1月結成）の教科書採用運動
  1. 皇国史観・伝統的美風観にもとづく教科書作成（扶桑社・自由社グループ）
  2. 2001年4月 「新しい歴史教科書」「新しい公民教科書」が文科省検定合格
  3. 愛媛県教委が始めて採択（2001年8月）して以来、ジワジワと拡大
  4. 反人権の思想集団として理論武装して情報伝達活動と政治運動を展開
- ③「在日特権を許さない市民の会」（2007年1月結成）による差別挑発行為
  1. 京都朝鮮人学校への襲撃事件（2009年12月）
  2. 徳島県教組事務所への乱入事件（2010年4月）
  3. 奈良水平社博物館に対する差別街宣事件（2011年1月）  
※大阪・鶴橋での在日コリアンへの差別街宣デモ（2013年3月31日／在特会との友誼関係にある「しんしゅうみくにがわい神鷲皇國會」の主宰）
- ④「鳥取ループ」などネット右翼の動向
  1. 上記の動向に連動して、ネット上で反人権・差別主義的主張を展開
  2. 論点の中心は、マイノリティ運動に対する「特権」批判と暴露活動
  3. 閉塞的な社会状況に不満をもつ若者層に浸透
- ⑤「大学人権論」関係講義への学生の反応の変化
  1. 人権関係講義における従来の「食い付き」状況から「冷めた」反応の横行
  2. 特に、講義感想文で、人権の相対化や疑惑、差別の肯定などの考え方が露骨に出始めてきている状況が散見

### (3) 人権行政・人権教育への攻撃と後退

1. 人権行政・人権教育に対する「特権」・「偏向」の攻撃と財政理由で後退
2. 障害者差別禁止法案やアイヌ基本法案などの足踏み状態
3. 橋下大阪市長の反人権的行政姿勢に対する市民の同調と反撃

### (4) 反差別・人権勢力の鈍感な対応

1. 反差別の絶対正義性と人権の普遍性への胡座状況
2. 反人権・差別主義者の組織的な反動攻撃との認識が必要
3. 効果的な反撃体制と闘いを組織しなければ「茶色の朝」が到来

### (5) 「人権・平和」をめぐる政治路線の対立

- ①戦後60年余の長い時間をかけて築き上げてきた社会的価値観・規範としての「人権・平和」に対して、これを否定する頑迷な保守主義、国権主義、復古主義潮流が公然たる巻き返しをはかり、政治路線として組織的に仕組まれている危険な段階。
- ②このような動きは、1980年代半ばに「戦後政治の総決算」路線を打ち出した中曽根内閣の時から断続的に本格化（憲法改正論議や国鉄民営化・国労解体攻撃）。これは、アメリカのレーガン路線、イギリスのサッチャー路線と軌を一にする新自由主義路線の日本版。
- ③1990年代半ばの連立政権の発足と人権政策をめぐる前進的な国策転換と反動的揺り戻しとの鎬を削る状況が継続。
- ④21世紀初頭からの小泉内閣のもとでの「自己責任」・「戦争ができる普通の国」・「聖域なき規制緩和の市場原理」にもとづく新自由主義路線、さらに安倍内閣のもとでの「戦後レジームからの脱却」・「美しい国」路線で、「人権・平和」が現実的な危機に直面。
- ⑤2009年の民主党連立政権の成立後も、大きな期待を寄せられた「人権・平和」をめぐる政策は定着しておらず、与野党の枠を超えた対立軸。
- ⑥2012年の安倍政権の再登場のもとで、新自由主義路線、国権主義的復古主義路線が強化され、人権・平和・環境を軸とした社会づくりが現実的な危機に再直面。

### (6) 「人権・平和の危機」を招来する経済不況と社会不安

- ①日本における政治反動・経済不況・社会不安の増大の現状
  1. 「戦争のできる普通の国」、「市場原理による規制なき構造改革」等
  2. 「貧富の格差の拡大」、「ワーキングプア（働く貧困層）」、「就労人口の3割を超える非正規社員（派遣・パート・フリーター）」、「400万人超の若年層不就労（ニート）」、「大量失業と野宿者の急増」「就学援助費受給率の急増」、「生活保護受給210万人」等
  3. 「13年連続の3万人超の自殺者」、「13万人超のいじめや引きこもりによる小中学生の不登校」、「凶悪犯罪の多発化と低年齢化」、「児童虐待・高齢者虐待の急増」「DVやセクハラ」の急増」等
  4. 東日本大震災（2011年3月11日）に代表される天災や原発事故

- ②差別撤廃に逆流する差別・人権侵害事件の急増（顔が見えない陰湿・巧妙な差別）
1. 東京都大量差別はがき投書事件（05年「犯人逮捕」／05年「2年の実刑」判決＝脅迫罪・名誉毀損罪・私文書偽造同行使／07年「出所後の確認・糾弾」）
  2. 兵庫・大阪・東京・愛知・三重を中心とした行政書士身元調査差別事件（＝業務禁止処分・過料）
  3. 新たな第9・第10の『地名総鑑』および『電子版・地名総鑑』の発覚
  4. 夥しいインターネット差別書き込み事件（07年7月「愛知県差別動画事件の犯人逮捕」／07年10月「懲役1年執行猶予4年」の判決＝名誉毀損）
  5. プライム社大量戸籍等不正入手事件（2011年11月）
  6. 全国的に多発化している差別事件

(7) 社会不安を吸収する反人権・差別主義勢力の論理と行動

- ①「国家解体3法」論の思想的根拠は何か
1. 各法案への反対論拠
    - ㉑人権委員会設置法案への反対→国権主義的思想
    - ㉒外国人地方参政権付与法案への反対→民族排外主義的思想
    - ㉓選択制夫婦別姓法案→家父長的家思想
  2. 明治国家以来の日本の統治論理は「家の論理」が骨格
    - ㉑国家のあり方を疑似「親子」関係で構築（天皇が親で国民は赤子）
    - ㉒思想教育における「尋常小学修身書」（日本的儒教—血統的身分序列観）
    - ㉓家の論理の制度的担保が戸籍制度（個人を血統と地籍の家単位で掌握）
- ②「差別」の存在の正当化と「人権」に対する攻撃
1. 今日段階では差別そのものを肯定しないが、マイノリティ当事者運動への逆差別的な「特権」批判の攻撃を行い、徐々に差別の存在の正当化への道
  2. 人権の普遍性に対する相対化攻撃による人権の社会的価値の落とし込めの策動
  3. 公然たる『反「人権」宣言』（八木秀次／2001年発行）の登場（参考資料③）
- ③経済不況と社会不安が「強い政治的主張」に引き寄せられるという歴史の教訓
1. 社会ファシズムは、ある日突然に現出するのではなく、じわじわと浸透（ナチス・ヒットラーの時代の「差別・排除の落書き」から「水晶の夜」、そして「茶色の朝」として現出したことを想起）
  2. その背景には、経済不況と社会不安からくる社会的不満と苛立ちが、閉塞的な現状打開に希望をもたせる「強い政治的主張と行動」を要求（最近の日本における小泉総理や橋下大阪市長の登場）
  3. 同時に、社会不安・不満は、自らの精神的・物質的利害のために社会的弱者やマイノリティを排除・攻撃するという差別行為を惹起

(8) 反差別・人権運動の論理的「自明性」への根本的検証の必要性（参考資料①②）

- ①「差別」の完全解消は可能か（「差別の社会常態」への冷静な認識）
1. 人間が類的存在であり集団（社会）的存在である限り、「感情と利害」の対立はいかなる時代においても不可避〔個の人間が持つ「排除」と「互助」の二面性〕

2. 従って、感情（恐怖や不安）と利害（他者排除と自己主張）に根拠をおく差別は何らかの形で常に生起することは必至
3. 重要なことは、差別の「完全解消」ではなく、「克服への努力」と「抑止・救済の制度」の確立
  - ①差別を正当化する「固定化・制度化・社会化」の否定と禁止
  - ②差別の現れ方に対する明確な認識と対応のあり方への真摯な検討
  - ③社会問題となる差別の現れ方は、「排除と孤立」であり、これへの対応が重要
- ②人権の普遍性への担保は何か（「天賦人権論」の危うさへの認識）
  1. 人権は、民衆抵抗の思想であり、200余年の時間をかけて内容を発展させてきた「人と人との関係」「人と社会との関係」における価値観および規範律
  2. 天賦人権論は王権神授論への対抗概念であり同質性（人権も王権も天や神から与えられたものではなく、人間が創り出したものであり、歴史を学び取る必要）
  3. 人権の普遍性とは、無条件で所与的な人間の権利ではなく、一人ひとりの人間の不断の努力によって担保されるべきもの
- ③差別克服へむけた行政責任の所在領域と限界
  1. 現行の法制度・財政（予算）のもとでできることが行政責任の課題
    - ①同和行政とは、部落問題解決にむけての行政課題になりうるものを同和問題として位置づけ、このための施策推進が同和行政
    - ②従って、近代的市民への引き上げ（格差是正）なり同化（国民国家への統合）が同和行政の目的にならざるを得ないという「現行の限界」への透徹した認識が必要
    - ③この事態は、現行の法制度・体制を前提にする限り、同和行政であろうと、人権行政であろうとも同様
  2. 行政責任万能論は、「解放の主体」を行政の手に委ねる責任放棄の代位行為論
    - ①差別撤廃・人権確立にむけた責任は、「自助」「共助」「公助」の基本スタンスのもとに、責任所在を明確に分担する作業が必要
    - ②とりわけ、行政責任万能論は、マイノリティの当事者性を放棄させ、自主解放の論理を行政に自らの解放を任せる論理に陥落
    - ③「制度に依存することにより自らの成し遂げる能力を失わされた状態の貧困」（I. イリッチ『貧困の近代化』）
- ④「誇りの戦略」と「隠しの戦略」に対する動揺的戦術への決別
  1. 「分散論」「寝た子を起こすな論」に対する現段階での丁寧な分析の必要
  2. 情報化社会における「誇りの戦略」にもとづく戦術展開の一貫性の確立
    - ①市販地図で隣保館等の公的施設を表記することは差別か
    - ②隣保館等の所在地を行政広報やホームページで公表することは差別か
    - ③部落実態調査を公表したり、図書館で報告書を閲覧させることは差別か
  3. 問題は、「差別を克服するために必要な資料の有効性」は、常に「差別的に悪用される危険性」と表裏一体であるとの認識のもとに、公表する決断が必要
  4. 公表後に差別的問題が生じたら、その事態に速やかに対処すればよいのであって、公表自体を取りやめる行為は、「有効性」を「危険性」の名の下に封じ込め



てしまう「差別撤廃への自殺行為」

(9) 反差別・人権運動が獲得すべき日本社会への歴史的・思想的・人間的洞察力

① 部落差別意識を支える思想と意識（社会意識の側面）

1. 歴史的に醸成され今日も命脈を保ち続けている差別的な社会意識の問題
2. 社会意識は、人びとの社会的価値観や規範をつくりだしていくものであり、差別的な社会意識の克服は部落差別を解決していく上で重要な課題
3. 今日の部落差別意識は、近現代をも含む歴史的な差別思想や意識の複合的産物
  - ① 伝統的差別意識＝浄穢思想（穢れ観）／貴賤思想（血統的身分観）・華夷思想（民族観）／家思想（家父長制的序列観）／不合理な因習・習俗等
  - ② 近代的差別意識＝優生思想／衛生思想／能力主義思想等
  - ③ 新たな差別意識＝逆差別的意識／ねたみ差別意識等

② 部落差別を温存助長する近現代の日本社会の構造（社会構造の側面）

1. 差別的な社会意識との相関関係にある現在の社会構造や慣行に潜む差別の再生産システムの問題
2. 差別を温存する社会的な構造やシステムが存続する限り、新たな差別意識は日々再生産・醸成されていくことになり、これを改廃していくことが不可避
3. 具体的な差別の再生産システムの事例
  - ① 就労や結婚における身元調査のシステム
  - ② 家思想を維持・再生する戸籍制度
  - ③ 社会的「弱者」を排除する労働制度
  - ④ 学歴主義・能力主義を生み出す差別的な教育制度
  - ⑤ 人間の貴賤観念を醸成する天皇関連制度 等

③ 社会的価値観・規範をめぐる個々人の存在証明の方法と格闘（人間存在のあり方の側面）

1. 差別的な社会意識や社会構造を是認もしくは無批判・無自覚に受け容れている個々人の人間存在のあり方の問題
2. 差別を許さない新たな社会的価値や規範を創出することによって、すべての人を部落差別のくびきから自由にしていく人間解放の文化を創造するとりくみが必要
3. 人間存在のあり方は、社会意識（価値観・規範）や社会構造との関係において強く左右される。差別的な社会意識や社会構造が当然視されている状況では、被差別当事者は自らの出自を隠蔽したり、当事者ではないとなりすまそうとして自己否定の葛藤を繰り返し自尊感情を損傷する。あるいは、差別者（時には被差別当事者）が自らの利益や保身のために差別を悪用して他者の価値を剥奪するという人間性を喪失した行為をとるという問題
4. 人間存在証明のための4つの格闘方法

- |                     |                                              |                               |
|---------------------|----------------------------------------------|-------------------------------|
| ① 印象操作（隠蔽や成りすまし）    | ┌──────────┐<br>├──────────┤<br>└──────────┘ | 同時代の主要な社会的価値観・規範を前提にした存在証明の方法 |
| ② 補償努力（足らざるものを補う努力） |                                              |                               |
| ③ 他者の価値剥奪（悪口や差別）    |                                              |                               |

④新たな価値創出（価値付与と価値創造）—— 新旧価値観をめぐる激闘

(10) 反差別・人権運動の今後の戦略課題

①差別撤廃・人権確立への展望（3大課題）

1. 「人権の法制度」確立＝社会的排除・忌避・孤立を許さないシステムの構築
2. 「人権のまちづくり」運動＝豊かな人間関係を紡ぎ合う協働・共生の場づくり
3. 「人権教育・啓発活動」＝人間変革にもとづく社会的価値観の創出

②人権の法制度の確立〔日本社会のあり方を変革する取り組み〕

1. 人権を日本の社会的価値観・規範として法制度を確立
2. そのための人権の法制度のあり方に関する全体構想を共有（参考資料④参照）
3. 社会的価値観をめぐる激烈な闘いになることへの覚悟（政治闘争化が必至）

③人権のまちづくり運動の推進〔新たな共同体創出への人と人との関係性の構築〕

1. 地域福祉運動、地域教育運動、地域就労支援運動などの具体的課題を通して、重層的にさまざまな人びとが結びあうネットワーク運動
2. 無知と無関心が呼び起こす差別・偏見を、知り合い繋がり合う関係の中で克服していく協働の場づくり運動
3. 社会的起業・企業などの地域経営の視点をもった持続可能な人権市民運動

④人間の生き方への真摯な追究にもとづく人権教育・啓発運動〔人間変革の取り組み〕

1. 差別問題から「人間の存在証明」の方法を問い直す営み〔人間解放の思想〕
2. 「人間を尊敬する」ことからつくりあげる共生の思想〔共生の思想〕
3. 人と人の豊かなつながりを紡ぎ合う関係づくり〔反差別の思想〕

⑤今後の反差別・人権運動をすすめていく基本姿勢

1. 地域に根を張った「社会連帯」への広範なネットワークの形成
2. 差別の克服とは、社会的な排除・忌避・孤立の根絶であり、社会的な参加・連帯と相互理解
3. 特定の差別問題克服の仕組みをすべての差別問題や社会矛盾克服への普遍的仕組みとして構築
4. 問題解決の仕組みの構築にあたっては、「複合差別」や「差別の社会的機能」の観点から個別課題の共通性と独自性に配慮

(11) 反差別・人権運動における個人の役割—豊かな人間関係の構築のために

①人類の智慧（差別認識の4指標・差別撤廃の5方策）から自らを内観

1. グローカリズムの視点（人類が到達した最善のものを自らの足下で実現）
2. 差別—被差別の可変性の視点（差別の双方悲劇性）
3. 『人間不平等起源説』（ルソー）から『人間平等起源説』（伊谷純一郎）への視点（生物学的見地からの差別容認論への反論）
4. 自立・共生の不可分の視点（人権＝個人主義・利己主義への反論）

②自らの人間性を豊かにする努力が他者との関係を豊かにすることへの実践

1. 内観に基づく人間性の豊かさが真の自尊感情を醸成
2. 自尊感情は他者の「人間の尊厳」を大切にしながらりを強化

3. 自分と他者のつながりを断ち切る差別を容認する組織や社会を改革（日本社会では企業や宗教の社会的責任・貢献が大きな役割）
  4. 困難をかかえる一人の人間にとって安心して安全な組織や社会は、誰にとっても安心して安全な組織であり社会であることへの確信（自助・共助・公助＝「お互いさま」と「お陰さま」の互助社会）
- ③「一人立つ解放運動」（自主解放）と「豊かにつながりあう解放運動」（社会連帯）の有機的結合にもとづく実践

以 上  
（文責 谷元昭信）

**【参考資料①】『人種差別』(アルベール・メンミ／1996年初版)**

「人種差別とは、現実の、あるいは架空の差異に一般的、決定的な価値づけをすることであり、この価値づけは、告発者が自分の攻撃や特権を正当化するために、被害者を犠牲にして、自分の利益のために行うものである」。(p172)

「人種差別は個々人や社会集団の中にその基盤を持っており、それ自体独自性を持つ種々のメカニズムに従って機能する。人種差別に対する戦いはこの基盤とメカニズムを認識した上で、それに働きかけるような形をとってなされなければならない。要するに、情報伝達活動と固有な意味での政治闘争を準備しなければならない」。(P173)

「人種差別に対していかに有効に戦うか。道徳的憤慨や単なる説得ではもちろん十分ではないだろう。問題の根本を押さえねばならない。つまり、人間を攻撃と支配に向かわせる源である恐怖、根本的不安、経済的食欲である。攻撃と支配に対して戦い、これを予防せねばならない。自然なのは人種差別主義であり、反人種差別主義が自然なのではない。文化的成果がすべてそうであるように、反人種差別主義は長くて困難な闘いの賜物なのであり、つねに脅かされている獲得物なのだ」。(p187)

**【参考資料②】『あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約』**

(1965年採択／1969年効力発生／1995年日本批准)

「第一条 1 この条約において、「人種差別」とは、人種、皮膚の色、世系又は民族的若しくは種族的出身に基づくあらゆる区別、排除、制限又は優先であって、政治的、経済的、社会的、文化的その他のあらゆる公的生活の分野における平等の立場での人権及び基本的自由を擁護し、享有し又は行使することを妨げ又は害する目的又は効果を有するものをいう。

2 この条約は、締約国が市民と市民でない者との間に設ける区別、排除、制限又は優先については、適用しない。

3 この条約のいかなる規定も、国籍、市民権又は帰化に関する締約国法規に何ら影響を及ぼすものと解してはならない。ただし、これらに関する法規は、いかなる特定の民族に対しても差別を設けていないことを条件とする。

4 人権及び基本的自由の平等な享有又は行使を確保するために、保護を必要としている特定の人種若しくは種族の集団又は個人の適切な進歩を確保することのみを目的として、必要に応じてとられる特別措置は、人種差別とみなさない。ただし、この特別措置は、その結果として、異なる人種の集団に対して別個の権利を維持することになってはならず、また、その目的が達成された後は継続してはならない。」

**【参考資料③】『反「人権」宣言』(八木秀次／筑摩書房／2001年初版)**

「こうした「権利」という概念に本来的に内包される“闘争の論理”にこそ、日本人一般の「人権」に対する違和感の根源があるとみてよいだろう。稲作を中心とする農耕社会を基盤とする日本では他との協調を重視し、争い事や自己主張を嫌う。日本人の多くは「権利」「権利」と叫んで自己利益の実現を主張する姿勢に違和感を覚える」。(p23)

「イエーリングの話から始めた「権利」というものが持っているもともとの“闘争の論

理"は、こうして共同体も宗教も歴史・伝統・慣習も持たない丸裸の「人間」に剥き出しで与えられることになった。ところで、共同体における相互の人間関係や宗教的な戒律、歴史・伝統・慣習に基づく多くの道徳・倫理は、人びとが自己利益の追求や自己主張をしようとしたとき、それを制してくれるブレーキの役割を果たすものである。しかし、共同体、宗教、歴史・伝統が有するそのような「制約の原理」は、「人間の権利としての「人権」の確立によって失われた。丸裸の「人間」に“闘争の論理”だけが与えられることになったのである」。(p78)

「人権」はその主体を「人間」であり、あらゆる属性を必要としない自律した「個人」と想定している。しかし、現実の人間はそのような自律した強い存在ではない。多くの場合、自らの価値についての唯一の判断基準とするほど完成された存在でもなければ、他に依存し、影響を受けるという意味では弱い存在でしかない。その未完成で弱い存在の意思を、どんなものであれ、そのまま正当化してしまうのが「人権」であるが、私たちはその主張がエゴイズムに陥らないようにするためには一人ひとりの意思を、高尚なものたらしめるよう努める必要があるだろう。そのためには何より、「人権」の概念に本来的に欠けている、歴史・伝統、宗教、共同体といった要素、すなわち歴史の教訓や父祖からの伝承、これまでの慣習や道徳、宗教的な戒律、共同体の中における相互の人間関係、こういったものに今一度目を向けて、それらに照らし合わせて自己の主張の妥当性を検証してみなければならない。さらには「人権」を主張するに先立って、主張する主体の「人格」陶冶する必要がある。つまり道徳教育の必要である。私たちはこれまで「人格」なしの「人権」主張を是認し、道徳教育なき「人権」教育に邁進してきた。しかし、そのために今日、社会が荒廃し、液状化を招いたのだと気付くべきではないだろうか。私たちはもう「人権」という言葉に怯える必要はない。「人権」という概念が有しているイデオロギーを正確に理解した上で、その問題性や限界を知りつつ、付き合いばよいのである」。(p200-201)

(以上)